



発行
東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（環境局環境改善部化学物質対策課）… 二



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の十六第三項の表一の項中「第四十六条第三項」を「第四十七条第三項」に改める。

第五十八条第一項中「次に」を「次の表の上欄に」に、「ついて」を「応じ、当該下欄に掲げる」に改め、「及び書類」及び各号を削り、同項に次の表を加える。

一 条例第十四条第一項の規定に基づく指示の対象となつた工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第三項の書類等
二 条例第一百五十六条から第一百六十六条の二まで及び第一百七十七条の規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地	帳簿及び第三項の書類等
三 条例第一百五十六条から第一百六十六条の二まで及び第一百七十七条の規定に基づく汚染状況調査を実施した土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第四項の知事が必要と認めた書類等
四 土地利用の履歴等調査（条例第一百七十七条第一項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。）を実施した土地	帳簿
五 自然由来等基準不適合土壌（条例第二百二十二条第一項第二号に規定する土壌をいう。以下同じ。）の搬出元及び搬出先の土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第四項の知事が必要と認めた書類等

第五十八条第二項第一号中「前項第一号の」を「前項の表一の項に規定する」に、「前項第二号の」を「同表二の項及び三の項に規定する」に改め、同項第二号中「前項

第二号の」を「前項の表二の項及び三の項に規定する」に改め、「報告年月日」の下に

「、同表四の項に規定する土地にあつては土地利用の履歴等調査の結果の届出年月日、

同表五の項に規定する土地にあつては搬出に係る届出年月日」を加え、同項第五号中「第一百五十六条第一項」を「条例第一百五十六条第一項」に、「第一百七十七条第二項」を「条例第一百七十七条第二項」に改め、同項第六号中「実施した」の下に「場合にあつては当該調査を実施した」を、「確認されている土地の面積」の下に「、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては当該調査を実施した土地の面積」を加え、同項第七号中「汚染状況調査」の下に「を実施した場合は、当該調査」を加え、同項第八号中「特定有害物質」を「汚染状況調査を実施した場合にあつては特定有害物質」に改め、「汚染状況」の下に「、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては当該土壌の汚染のおそれの有無、自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合にあつては当該土壌の特定有害物質による汚染状況」を加え、同項第九号中「汚染状況調査」を「前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査」に改め、同項第十五号中「当該」を「前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、当該」に改め、「方法」の下に「（当該土地の土壌が自然由来等基準不適合土壌である場合を除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

十六 自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合は、当該土壌の搬出状況及び搬出先での処理又は管理の方法

十七 前項の表四の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査の実施状況

第五十八条第三項中「第一項」を「第一項の表一の項及び二の項」に、「次に」を「、次に」に改め、同項第一号中「調査結果」を「当該調査の結果」に改め、同条第四項中「帳簿記載事項及び書類等」を「帳簿等の内容」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の表三の項及び五の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等のうち知事が必要と認めたものを添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等

二 自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした書類等

三 対象地周辺の地図

第八十二条中「申請又は報告」の下に「（以下この条において「申請等」とい

う。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請等を電子情報処理組織（東京都の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）又はこれと同等のものとして知事が認めるものと、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該東京都の使用に係る電子計算機又はこれと同等のものとして知事が認めるものと電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条の十六第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五十八条の規定は、基準日（次の表の上欄に掲げる規定に基づく調査について、当該下欄に掲げる日をいう。）が施行日以後であるものについて適用し、施行日前であるものについては、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第百十六條第一項第一号及び同条第九項	工場又は指定作業場の廃止の日
条例第百十六條第一項第二号、第百十六條の二及び第百十七條第二項	新規則第五十五条第一項の土壤汚染状況調査報告書の提出の日
条例第百十七條第一項	新規則第五十七条第三項の土地利用の履歴等調査届出書の届出の日
条例第百二十二條第二項	新規則第五十六条の五第一項の汚染拡散防止計画書の提出の日